

## 第4回亀山市まちづくり基本条例推進委員会議事概要

日時：平成27年2月27日

9：30～

場所：本庁舎3階第3委員会室

### 1. 会長あいさつ

皆さんおはようございます。早朝からお集まりいただき、ありがとうございます。

事前に事務局と会議の進行について打ち合わせをした際に、本日の会議では「地域づくり」に関する議論を行うという中で、地域でこれからの活動を支えていく人をどのように養成していくかという点について、皆さんからご意見を伺わないといけないという話になった。実は、たまたま、四日市市でそういった検討会を行っていて、来年1年をかけて検討して、その次の年からスタートするという事になっている。

安部内閣のもとで、まち・ひと・しごと創生として、日本全国の基礎自治体が人口減少をどう克服していくか、成長力をどう確保していくかということで、4月以降に総合戦略を作っていく事になっている。国の資料の中には、「地方における安定した雇用を創出する」、「地方への新しいひとの流れをつくる」、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」といった点に注意していこうと基本目標が並べられている。また、主な重要業績評価指標のところに個別具体的に数値目標が入っている中で、「小さな拠点」の形成という気になる言葉が入っている。附属する文章を読むと、小さな拠点というのは、中山間地域の事であるという注意書きが書かれている。しかし、おそらく、2015年から2019年までの総合戦略の中での小さな拠点の話というのは、今日これから議論していく「地域づくり」の話、まちづくり協議会の話にダイレクトに結びついてくるだろうと思う。そういう意味で言うと、亀山市がまちづくり基本条例をもとにして、まちづくり協議会組織のことを具体的に検討している、また、地域の住民の皆さんと一緒に小さな拠点形成をしていこうとしている動きは、ある意味今は国策になっている。国が小さな拠点について話を始めると面倒な部分も多いと思われ、出来る限り、地域で決められるようにして欲しいと思うが、そうするとガチガチの制度設計をしてくる可能性もある。そういうときに、亀山市は条例でこうしているからと言えるようなものにしておく必要があると思う。そして国が総合戦略の中で注目しているように、仕事とか人の好循環や好循環を支えるまちの活性化というもののポイントが、この小さな拠点の形成にあると言いつけているということだけは、今日、これから議論を進めていく上で、前提として理解いただければと思う。

### 2. 協議事項

#### (1) 検討テーマ①「地域づくり」に関する議論

事務局：資料説明

(説明要旨)

- ・ 前回委員会での主な意見
- ・ 災害時要援護者サポート事業の概要
- ・ 地域自治に関する有識者会議における意見概要と今後の検討スケジュール

会長：事務局から、資料に基づいて説明があったが、委員の皆さんからご意見をいただきたいと思う。

災害時要援護者の関係についても、なかなか上手く進んでいないという現状が説明されたが、3.11の東日本大震災の直後はすごく盛り上がったが、今は少し喉元すぎれば熱さ忘れるという状況になってしまっている。

委員：昨日、県の会議があったが、災害の危機に対する意識が全国で29.5%下がったという話を聞いた。危機管理に対する意識が少なくなっているため、もっと意識を高めてほしいという内容であった。

会長：私の経験から言うと、地域をこれからどうしていこうというときに課題になるのが、この要援護者のことだろうと思う。お年寄りや足の悪い人をどのように避難させるか、また、障がいの種類によって対応が全く異なる。この前も話をしたように、酸素吸入を使っている人は、避難所にその設備のための電源が供給されていないといけなかったりする。そういうことが、大きな課題になってくるという説明もあった。避難所の設備を整理する一方で、じゃあどうやって避難させるか、ちゃんと顔見知りを作っておかないといけないということを見ると、それがまち協の最初の大きな課題になっていくという気がする。

また、先ほど市長に有識者会議で検討した内容について、簡単に報告した。今後のスケジュールとしては、庁内の地区コミュニティ研究会で条例化に向けて検討を進めていき、別途組織される条例策定委員会で検討されて、平成28年度に条例を制定するというスケジュール感で進められる。有識者会議で出した話というのが、そのまま条例に盛り込まれるかどうかというのは分からない。先ほど市長からは出来る限り尊重するという言葉を受けた。

それでは、ご質問やご意見をお願いしたいと思う。

委員：福祉避難所は、具体的な形が見えているのか。例えば、市が金銭的な支援をするなど具体的なところまで決まっているのか。

事務局：民間の福祉施設との協定締結に向けて、一度説明会を開催した。行政側の支援などについては、今後詰めていかなければいけないと聞いている。

委員：有識者会議の件で、交付金の積算基準については、均等割と人口割となっているが、基本はこのような方向だと思う。例えば、地域で、まちづくり計画の中でこれはどうしてもやっていかないといけないというものができてそれをやるとすると、すぐに均等割や人口割の金額を超えてしまうという事例もありえると思う。そういった部分の扱いはどのように考えられているのか。

会長：一つは、交付金化していくため、積み立てが可能ということもある。

委員：そうするとある程度お金が貯まるまでは、その事業に着手できないということになるのか。

会長：まちづくり計画で、これはこの地域には必要なことだと決めて、それを3年後に実施しようとする、その3年後に向けて、毎年、交付金の一定額をその事業を行うために積み立てていくというのは可能なすべきだという言い方をしている。

それとともに、交付金自体の中で、交付金にする意味というのは、結局、縦割りでガチガチに固められた補助金を使い切りでやることのむなしさがあるから、できるだけ自由度

が高く使えるようにするということを考えると、事業計画に基づけば、かなりの額をある特定の事業に投入するというのも、地域の合意が取れていれば可能ということになると考える。

委員：それは良いと思うが、まちづくり協議会の規模によって、全然変わってくる。それが一番問題ではないかと思う。

今の応援券制度がまさにそうであるが、均等割と人口割によって、応援券の枚数が決まっている。例えば、野登地区と井田川地区では、まるで数字が違う。そうすると、井田川地区では、かなり余裕があっというんなことができると思う。だから、地域のインセンティブを持たせるようなしくみができないのかと思う。

それから、先ほどのことにも関連するが、地域まちづくり計画は多くの事業で行政と一緒にやらないとできない、行政の手助けが必要ということで、協働ということになると思うが、そのためには、行政の中で地域のまちづくり計画を位置づけておいてもらわないと行政の中でも取り組めないと思う。そういう意味でも、地域まちづくり計画をきっちりと行政に説明して、行政としても、例えば市全体として総合計画に合っているかどうかという判断もして、動いていかないといけないと思う。地域まちづくり計画が、行政の中で、承認という言葉はいらないが、認知されるというしくみが必要だと思う。

そして、その認知した地域まちづくり計画に従って、交付金を使っていく。交付金の使い方も先ほど言ったようにインセンティブみたいなものを盛りこんでいくというような流れが作れないかと思う。

会長：これから具体的な制度設計をしていく中では、それを考える必要がある。資料のスケジュールでも、平成28年度中に、全地区でまち協が設立見込であって、市の総合計画等の改訂時期に当たっている。市が総合計画の中で、市がやること、地域まちづくりと総合計画の関係、地域まちづくり計画の中で市がやらなければいけないことというのは当然、総合計画にも反映されるという、上手いリンクが計画ベースでできていくことをすごく期待しているというのは確かである。

委員：それは絶対に必要だと思う。

事務局：個々の事業を総合計画に位置付けるのではなくて、地域まちづくり計画の中で位置付けた事業については、地域予算制度の中で市としても協働して実践していくという書き込みで総合計画はなってくるかと考える。それには、平成29年度の総合計画と併せて進めていくという意義があるかと思うため、そのあたりは、十分考えて取り組んでいきたい。

委員：まち協の方も、総合計画を知っていないといけないし、行政の方も地域まちづくり計画の内容を知っていないといけないと思う。そのあたりを上手くやっていきたい。

会長：それがなかなか難しい。伊賀市の例にしても、それを理想にしていた。最初は、地域まちづくり計画があって、それをいくつか集めて、それを支所別の計画にして、それをさらに積み上げると、市の総合計画になるという壮大な理想形を考えていた。しかし、10年経って、地域まちづくり計画を自治組織が2回改訂しているが、なかなか、理想のように行っていない。総合計画が独自に走っているところもあるが、合併もあったため、総合計画を支所別にブレイクダウンするという作業は定着してきた。その支所別の計画と単

位自治協の計画とのすり合わせが、10年経ってもやはりまだできない。

委員：地域まちづくり計画を作る段階で、行政の人間がその中に入って、ある程度方向付けをすることが必要だと思う。

会長：それをやっても、なかなか難しい部分がある。ただ昔に比べて、総合計画は企画の計画だからということで他の課が無視したり、住民も総合計画を知らないということは無くなってきた。きちんと、総合計画を意識して、地域もまちづくり計画を作るようになってきた。ただ、それでも10年かかってそのような感じである。

委員：まち協が、まちづくり計画を作れるぐらいの能力を持つことが大事である。

会長：そうである。しかし、最初からきれいなものを作る必要は全くない。むしろそれよりも、どんな荒削りでも、どんなに文章が悪くても、どんなにイラストが下手でも、それをみんなで作ったというステップがないと、それに基づいて、一括交付金を支出する根拠にならない。ただ、計画を作るという部分については、ある程度市のサポートというのは必要になると思うし、それを担っていただく人材の確保・養成というのが大きな課題である。まだ、一年強の時間があるから、それが大きな課題となってくる。

事務局：地域担当職員も、各地区1名ずつ配置するという計画でいる。また、地域担当職員にそういったスキルをしっかりと持たせて、地域担当職員の中でもバラつきがあると思うため、市としては研修などをしっかりやって、バラつきをなくし、スキルを持った職員を地域に送れるように考えていかななくてはいけないと思っている。

委員：まち協と地区コミュニティとの相違であるが、前回は議論したが、この資料では前回と同じである。これでは、決定的な話にならない。まち協の内容が書いてあるが、これは地区コミュニティでもやろうと思えばできることである。

会長：資料には、「地域課題の解決及び地域活性化を中心に活動」と書いてあるが、今の地区コミュニティで可能かどうかということであると思う。

委員：それは、そのように地区コミュニティを強化すればできることである。名前を変えなくともできる。だから、決定的なまち協と地区コミュニティの違いではないと思う。

会長：自治会との関係はどうであるか。地域によっては、自治会がコミュニティに入っているところもあれば、そうでないところもあると思う。

委員：自治会の関わり方は、地域によっていろいろで、独自性があってもよいと思う。今のこの説明では、やっぱり、まち協とコミュニティは同じではないかという話が出てくると思う。

担当部局：実際に今、従来のコミュニティと既に立ち上がっているまち協とを結果論で組織形態を見てもらうと、従来とは違った組織形態ができています。運営方法も違っています。

委員：そういうことではなくて、なぜ名前を変えないといけないかということについて、今の説明では決定的な理由にならない。名前を変える理由にならない。

担当部局：住民の皆さんの意識の中では、地区コミュニティを衣替えし、中身が変わったといっても、一体何が変わったのかということになると思う。旧態依然として、地域住民の参加の意識が変わらないと思う。ただ、名前もインパクトがあって、自分たちの地域は、自分たちで作上げていこうという意志を持って、コミュニティからまちづくり協議会になったということになる。そうすると名前が変わったので、中身も変わったのかと思って、

自分たちも参加していかないといけないという意識に変わる一つのきっかけになると思う。

もう一方で、亀山市の歴史はあるものの、そもそも地区コミュニティという固有名詞の共同体という本当の言葉の意味を持って、団体名、組織名としているところが分かりづらい。コミュニティとは何かと思っている市民の方がまだまだたくさんいる。一つ、そういった意識を変える意味でも、まちづくり協議会という名前が必要であると思う。

委員：言われる意味は分からなくはないが、決定的な理由ではないと思う。

この前の会議で、最後に確認したが、まちづくり協議会になることによって、一括交付金が見える、地区コミュニティでは使えないという、その一言だけでよいと思う。絶対そうすべきだと思う。

担当部局：一括交付金の交付対象はまちづくり協議会ということ想定している。

委員：それであれば、はっきりと地区コミュニティでは一括交付金は見えない、予算制度も変わるため、まち協に変わらないとこれからの活動ができなくなるということを極端に言えば言ってしまうぐらいで、まち協になることによって、予算制度が変わって、地域の皆さんの活動の自由度が上がって、色々な地域の課題が解決できる、その解決できるベースの一つに一括交付金があるということにした方が分かりやすい。

担当部局：現実論として、今のコミュニティ活動助成金は一括交付金のように自由に使えると思うが、それを地区コミュニティに助成している。それから、それぞれの縦割りの補助金を個別に申請をしていただき、それぞれ活動してもらっている。今のままで、居心地の良い地区も中にはある。新たに自分たちで自己責任を負ってまでということもある。

委員：それは分かる。しかし、一括交付金を交付することによって、市は自己責任を負ってもらおうと思っているのではないか。

まち協になって交付金を活用することによって、責任も伴うが、その分やりがいもあるということだと思う。だから、今のコミュニティのままで変わりたくなければ、変わらなくてもよいとすればよいと思う。

会長：ポイントは、そこである。

担当部局：市としては、まち協に変わってもらわなければ困る。

会長：変わってもらわないと困るというのが市のスタンスである。

委員：だから、どこが決定的に違うかということ、一括交付金が見えるということだと思う。

一括交付金を基礎として地域を良くして欲しい、地域を良くするのは、皆さんの活動であるというように話をもって行かないとインセンティブにつながらない。

一言でも、まち協は、地域予算制度が見える組織であると言えばよいと思う。だから、皆さんからまち協とは何なんだという話がずっと出ている。はっきり言えばよいと思う。

担当部局：しかし、その言い方で進めると地域予算制度のために、まちづくり協議会を作っているのではないかとすることに捉えられかねない。

委員：まちづくり協議会を作ることによって、地域予算制度を動かさないといけないという説明でよいのではないか。

会長：だから、その言い方、受け取り方が難しい。お金の受け皿なのかというのが、一番耳には入りやすいが、お金のために地域の活動をやっているわけではないということにもな

る。だから、まちづくり計画など、みんなで共通の目標を立てることが何よりも大事になる。

委員：今の言い方では、なぜまちづくり計画を立てなければいけないかという説明にならない。なぜ、あんな面倒なものを作らないといけないのかと感ずると思う。自分たちの持っているお金でこんなことができるわけないということになる。机上の空論を作って、どうするのかという話しか出てこない。

だから、はっきり地域予算制度で、100%が市からの交付金ではないが、その中で調整できるように市も考えているといえばよいと思う。そうでないと、まち協を作っても、皆さんがまちづくり計画を具体的に作るまでいかないと思う。

会長：はい。今までの議論というのは、平成28年度までに全地区でまち協が設立見込みという際に、まち協とコミュニティの違いというものをどうやって説明するか、そこには地域予算制度、一括交付金という話もPRできるように、庁内での検討を早めにやってもらう必要があると思う。人口割、面積割にプラスして、どういう割合がよいのかというのはまた難しい課題であるが、そういったことを踏まえて、地域の課題を解決するための一括交付金というものがあるということである。そのためには、コンプライアンス重視のかなり説明責任を負うというのはかなりしんどい話であるということは確かだとは思いますが、そういう組織を作ってもらおうということをPRできるような、そのための検討ということが前倒しでも早くしてほしいということが一つ意見として上がってきたかと思う。

委員：制度開始時期であるが、平成29年度から開始すべきであるとしてあるが、どこか1地区ができていないときには、見切り発車のようなことは考えられるのか。

担当部局：その議論も確かにある。目標どおりにいかないこともありえると思う。したがって、今後、それも踏まえて議論を行っていく。当面は、早く地域予算制度の骨格を皆さんにお示しして、市の考え方を理解いただいて、まちづくり協議会を立ち上げてもらうよう働きかけていく。それでも、なおかつできない地区については、既存の制度で、二重立てで行くのかという議論も今後必要になってくると考えている。

会長：今の時点では、設立できなかったときというのは検討していないということである。

委員：まちづくり協議会の定義要件として、区域など書いてあるが、このような細かいところまで、条文の中で書いていくのか。

会長：今の議論では、規約の中でこういった項目を書いてほしいということを条例で書いておく必要があるかという話になった。

委員：そうすると、そうしたことが規約に書いてないと、まち協として認めないということになるのか。

会長：そういうことになる。

委員：この資料の中で、抜けている項目があると思うが、まち協はまちづくり計画を作ることが抜けていると思う。

事務局：提出いただいた意見書の中には書いてある。意見書の概要資料を作成する中で、当然と考えられる項目は省略させていただいた。

意見書の中には、「地域ごとの特性に基づき、地域の課題を解決するための理念、基本方針及び地域の将来像をまとめた計画を策定するものとする。」という意見をいただ

いる。

委員：法人格の付与についても書いてあるが、法人格にするメリット、デメリットを提示しないと地域ではなかなか判断できないと思う。

会長：法人格を取っておかないと、例えば、市と契約に基づいて仕事をして行こうという際に契約の主体になれないということもある。そういうメリットがある。

ただ、資料にも書いてあるように、地縁認可法人とか NPO 法人とか社団法人とか色々で法人格の取得はあるが、一長一短がある。

例えば、自治会で地縁認可法人を取得しているところもあるが、これは個人の名簿をずっと維持していかないといけない。そうすると、特に都市部で移動が多いところは、名簿の整理だけで大変な苦勞がある。NPO 法人の場合で言うと、そこで得た利益というのは事業の再投資のためにしか使えないという当たり前の決まりがある。その場合は、再投資をどこまで見るかということが非常に難しい。例えば、そこで得た利益を、地域の課題はどんどん変わっていくから、NPO 法人の場合には、ミッションを明確にして、そのミッションを実現するための再投資に限られるため、そうするとミッションが違った場合に、NPO 法人で可能なのか、事業が拡大できるのかというところで怪しい部分がある。そして、何よりもまち協を NPO 法人にした場合、地域に住んでいない人も参加可能になり、拒めないということになる。例えば、あまり人数が多くない地域で NPO 法人を作って、都市部から大量に人が入ってしまった場合、他の地域の人のために収益事業をやることになるということも考えられる。だから現在の法人格には、一長一短がある。最終的には、株式会社や一円会社を作って、収益でいくという姿勢でもよいと思う。

また、新聞資料でも見てもらったように、全国 141 自治体が足並みを揃えて考えているのは、小規模多機能自治組織にふさわしい法人格を認める権限を首長に与えてほしいということを主張している。そうすると、亀山市らしい法人格がどういうものかは分からないが、市長はそういった法人格を認めることができるようになる。亀山に合った法人格というのがおそらく制度設計できるようになる。今は法人格の付与というのは、国の法律でしか認められていない。だから、まさに現場から言うと、一番遠い霞ヶ関で法人格付与の制度設計をしてしまうから、地縁認可法人や NPO 法人など使い勝手の悪いものしかできていないと思う。141 の自治体のネットワークは、市長に法人格が付与できる権限を自治法を改正して与えて欲しいと主張している。

安倍内閣の地方創生の戦略で小さな拠点の形成という文言が出ているが、これで国が一気に地域自治組織の取組を自分の省庁の枠の中に収めようとしているのが現状である。私自身は、この会議には出ていないが、伝え聞くところによると一番熱心なところが経済産業省と聞く。例えば、コミュニティビジネスをやりやすくするような法人格の付与になる可能性もある。そうすると、コミュニティビジネスをやる場合には良いが、それ以外で例えばボランティア中心でやっていこうかというときに法人格が取れるかというところすごく疑問になる。だから、経産省が主導で法人格の制度設計をした場合、おそらくお金儲け中心になるとすると、もう一つ大きく抜けてしまうのが、寄附のことである。地域自治組織に法人格を付与する場合に一番重要だと思っているのが、寄附が控除の対象になることである。そうすると、ふるさと応援ではないが、自分がこの町には何の貢献もできないが寄

附だけするという場合に、その寄附が控除を受けられるというしくみにしてほしいと141の自治体ネットワークは言っている。寄附控除とそれができるような法人格の取得権限を市長に付与してほしいという2点が主張である。今の国の動きで、それが変わってきそうで不安に感じている。

委員：法人格にして何のメリットがあるのかという話については、税の面などではメリットがあるかと思う。しかし、法人格にすると、例えば保育園児であろうが、そこで住む皆さんの委任状をとる必要があり、それは到底できないという話を聞いた。法人にしても、良い面も悪い面もあるということを認可地縁法人の場合について話で聞いた。だから、内容もよくまだ理解できない子どもたちから委任状をもらわないといけないというのはいかなものかと私も思う。法人格を取れば、財産などを持つ自治会は税の面で有利になったり、寄附控除のメリットもあるかもしれないが、すべてに委任状をもらわないといけないということを役員も知らない場合があって、外部からそれを指摘されたというようなこともあって、問題が起きる。

会長：だから、地域の実態に一番ふさわしい法人格を亀山モデルとして付与できる権限が市長に欲しいということだと思う。私は、これは全うな主張だと思う。ただあまりにも、国の動きが早すぎて、経産省が乗り出してくると、金儲けの手段としてだったら非常に使える地域自治組織の法人格がまた一つできてしまわないかと心配している。

委員：亀山市は、141自治体の中には、参加しているのか。

担当部局：参加している。

会長：県内では、亀山市と名張市と伊賀市と松阪市が入っている。だから、皆さんが議論していただいていることが制度設計につながっていく話である。ひょっとすると、皆さんの動きを見て、法律ができてしまう可能性もあると思う。だから、ちゃんと不都合があるということを発信しないといけない。認可地縁団体があって、NPO法人ができたときでも、先のものに矛盾しないような形で考えられたため、前例を生かしてしまったことで、両方すごく使い勝手の悪いものになってしまった。同じような話になってはいけないため、一つ大きな課題だと思う。

これから来年の制度設計に向けて、地域自治組織の会議のことについては、今日の会議だけで終わりというわけではない。おそらく来年度、市で条例化、制度設計していくという中では、推進委員会でも色々と報告を伺いながら、色々な立場で意見を言ってもらう機会は設けたいと思う。

ただ、それ以外に、基本条例の推進委員会としては、条例の策定手続きで、条例を作っていく際に、市民の皆さんのより広範な意見が反映できるように考えてほしいということで、パブリックコメントは当然であるが、例えばタウンミーティングをやってみることが必要だと思う。亀山も狭いようで広いし、市街地のまち協が抱えるであろう課題と中山間地域で抱える課題というものが、条例でできていくまち協がふさわしいものになっているのかどうか、また一括交付金も使いやすいものになっているのかどうかということは、限られた時間でなかなか厳しいかもしれないがタウンミーティングなどをやっていきながら、策定を進めて欲しいということを推進委員会としてはきちんとっておきたい。

委員：タウンミーティングも、ある程度形が出来てしまってから聞くのではなく、途中で1

回くらい意見を聞いてもらうことが必要だと思う。

会長：それでは、「地域づくり」については、以上ということによいか。

委員：了承。

## (2) 検討テーマ②「協働」に関する現状の取組の説明

担当部局：資料説明

共生社会推進室 渡辺室長

(説明要旨)

- ・市民活動応援事業の状況（制度概要、事業スケジュール、応援券の配布状況、利用団体登録状況）
- ・亀山市協働の指針に基づく協働事業提案制度の状況（制度概要、過去の実績、本指針におけるまちづくり協議会の位置づけ）

会長：検討テーマに関する取組状況について、担当部局から説明を受けた。委員の皆さんよりご意見をいただきたいと思う。

委員：応援券事業について、登録団体の目標が150団体に比べると、実際には52団体ということで少ない状況だと思う。また、新年度は8団体が継続しなかったとなっているが、応援券は良い制度であると思うため、市民の多くが参画できるような窓口にする必要があると思う。一般市民からすると、あまり窓口で厳しくすると、参画できないになってしまう。

市民協働事業についても、住民の方にもっと参画してほしいということをもう少しPRするべきだと思う。あまり一般の方に周知ができていないと思う。市民の目線で分かるようなことを考えてほしい。

会長：市民活動応援事業も協働事業提案制度も、制度設計としては、すごく丁寧にやっていると思う。特に、協働事業提案制度は、市民が気軽にやろうというような状況ではないのかと思われる。マッチングを行い、協議していくという過程を一年かけてやるというのはすごいしくみである。そのすごいしくみだからこそ、ハードルが高くなってしまっているとも思われる。

市民活動応援事業もすごくおもしろい取組であり、すごく期待している事業であるが、登録団体が増えていかないというのはしんどい話である。

平成27年度で、8団体が登録されなくなっているが、なぜか理由は分かっているのか。

担当部局：理由としては、純粋に会員が減ったため活動ができなくなったという団体もある。

市の補助金交付と重複する団体もあるため登録せずに、補助金を選択する団体もあった。それから目的が応援制度と合わないということで自分達の自由な活動をしたいという団体や行政は亀山市内全体での団体活動を目指しているが、団体によっては人員や体制的にそれが難しいというところもあった。他には、実行委員会で事業が完結したのものもある。

委員：応援券の配布率が61%であるが、回収率の見込みや予想はどうか。

担当部局：回収率は、コミュニティが団体に直接渡しているものは100%だと思うし、市

民の方も寄附ボックスにある程度入れてもらっていると聞いているため、61%の内、70～80%までは行くのではないかと思う。

会長：具体的な数字は、4月～5月に1枚単位ではっきりするということが。

担当部局：そのとおりである。

委員：配布率の低いところについて、何が原因なのかということは分析されているか。

担当部局：それぞれ地区に入って現状を聞いているが、過去からコミュニティの歴史があるところは事業もしっかりとされていて、自治会ともまとまって活動してもらっているが、それがバラバラで活動しているところは、自治会単位で行事を行っており、コミュニティの行事がないというところがある。また、コミュニティの範囲が大きすぎて、活動自体ができないというところも聞く。例えば、井田川地区であると、コミュニティが大きすぎて、全員での行事を行うことが難しいようである。それから、やはり行事が前年に決まってしまうため急に配れないという理由や応援券を配布すると地域の住民が戸惑い、役員にこれは何だという質問が来て対処できないからという理由も聞く。そういったときには、市から説明に伺うということも伝えているものの、なかなか配れないと聞く。

委員：市民から市民への受け渡しについては、どれくらいあるのか把握しているか。

担当部局：回収後、応援券の裏書を見て初めて分かる。寄附ボックスに入れてもらったものを見る限りではほとんどない状況である。自分たちの行う催しで託児をお願いしたということで、団体から団体への流通は聞いている。

委員：自分たちで団体を活用してこれは良いなと感じる団体もあった。自分たちも最初は内容を知らなかったが、もっと内容を知ってもらえば利用する方も増えてくると思う。踊りで、健康体操として認知症対策につながるような団体もあった。もう少しPRしてもらえると、もっと広がると思う。見るだけでなく、自分たちが体験できるものもある。

担当部局：今まで関わることのなかったジャンルの団体を呼んで、とても良かったという声も聞いている。そのために冊子を作って、見ていただくことをしている。

委員：もう少し、冊子の中に具体的に書いてもらうことも必要かと思う。

担当部局：また、応援券を入れていただくボードを作っており、そこには団体の一覧を載せており、市民の方にこんな団体があるということをPRしている。それから、現在対応している非常勤職員についても、団体のことをもっと知って、問い合わせにすぐ答えられるように努力も深めている。

委員：私は、活動団体に属しているが、活動団体自体がコミュニティにPRに行かないといけないと思う。来年の春以降に行事予定に入れてほしいということを宣伝しないと誰も知らない。冊子を見ているだけでは、正直よく分かっていないと思う。

会長：マッチングのしくみというのが重要である。

私も昨年、応援券のPRイベントで講演をさせていただいたが、その後ブースの方と話をしている、すごく印象的であったが、そのときの方が今回登録しない団体に入っている。

担当部局：衛生上の問題があったと聞いている。積極的にすごくやってもらっていたが、その問題があった。

会長：イベントの際にもすごく印象的に話をされていたため、少し残念に思う。

それからその他にも話を聞いたのが、よさこいソーランの団体であった。各地区でよさ

こいの指導をしたり、出演したりすると応援券をもらえて、それが市へ持っていくと活動資金に変わって、着古した法被を新調できるお金がまさか自分たちの活動から出てくるとは思わなかったという話を聞いて、これは本当に良い制度だなとつくづく思っていた。それだけに、確かに待っているだけでは、応援券は回ってこない。これをどうやってマッチングさせるか、この前のPRイベントのような、マッチングさせるしくみのようなものがなお一層必要なのではないかと感じる。

私が愛知県で経験したのは、さまざまな目的別の団体がずらっとブースを構えていて、中には、ふるまいを行う団体もあったりして、そこに亀山市で言うところの自治会連合会やコミュニティの皆さんがどっと来て、3つ団体を選んで話を聞いてきて、話を聞き終えた人からお昼ご飯を食べられるというイベントをやっていた。そうすると初めて、地域の皆さんがこういうことに興味があるということが分かり、その時は、ケアハウスを運営している福祉法人のブースに長蛇の列ができていた。初めてそれでマッチングできるということからいうと、今後定着させていくためには、そのようなイベントが工夫される必要があると思う。

委員：来年度に分析が入ると思うが、その中で一番注目しているのが、団体に渡った応援券と市民に渡った応援券との比率がどれくらいあるのかということである。

なぜかという、市民は、応援券をもらっても使い道がない。だから、次に自分が誰かに何かをお願いして応援券を渡すか、寄附ボックスに入れるしかない。

会長：本当は、応援券を回してほしいのが真意ではある。

委員：回すのはほとんど行われていない。市民は、もらっても何のメリットもない。この制度の最大の欠陥がそこにある。だから、そこをどのように解消していくかというのを次の課題にしないといけない。そういう意味で、市民と団体に渡った比率に注目している。

委員：資料の説明の中で、公益性にそぐわない団体があると聞こえたが、登録団体は趣味の会、例えば踊りや歌などが入ってもよかったのではなかったか。

担当部局：登録団体の場合であると、披露などがあれば文化の振興になるため、問題ない。認められないものは、宗教関係や本当の個人の趣味のようなものである。

委員：未配布の地区の応援券は、どうなるのか。それと期日まで換金しないとその券も効力がなくなるのか。

担当部局：期限が来ると未配布のもの、換金しないものは効力がなくなる。来年度は、新しい色で応援券を発行する。

会長：4月、5月が換金の時期ということである。

委員：応援券が家に残っていないかPRしないと、忘れている場合がある。

会長：市民が持っても、何のメリットもないため、そうになってしまう。そのため、なかなか難しいと言われていたが、地方創生のプレミアム付商品券とリンクできないかと思った。そうすると個人が持っても、利益になる。これがリンクできたら、これほど楽しいことはないが、なかなか難しいみたいで、そうそう上手くいかないようである。

委員：協働事業提案制度の話であるが、まちづくり協議会ができ、まちづくり計画ができて、それに基づくまち協の協働事業というのが、この制度でいけるかどうかということが検討されないといけないと思うが、現時点で具体的に何らか検討されているか。

担当部局：指針を作った最初のときに、もちろん地域団体も大丈夫としていたため、協働事業で提案してもらえれば制度を活用してもらえらる。

委員：そういう意味ではない。事業を選定委員会にかけるような制度が、まちづくり計画に基づく協働事業に馴染むかどうかということは検討されているかという意味である。まちづくり計画には複数年度に渡るような事業も出てくる。その時に、この選定委員会にかけて、意見を聞いて可否を伺うようなことが馴染むかどうかということである。是非検討してほしい。条例の話も出てくるから、そろそろ検討を進めてほしい。まだ、検討は進められていないと思うがどうか。

担当部局：そうである。

委員：その検討を始めると、1年や2年はすぐ経ってしまうと思う。実際にまち協の事業が動き始めたときに、この制度にのせてほしいといわれても私自身は、この制度にはまち協の事業はのれないと思っている。そろそろ検討を始めてもらいたい。

会長：去年は1件の応募だけだったのか。また、徐々に減ってしまうのは、制度の複雑さから来るのか。

担当部局：そうである。減少については、複雑さもあり、協働の相手方がなかなか見つからないということもある。

会長：不成立一覧を見ていると、平成22年や23年で、市側から外国籍児童生徒の学習支援事業というのが提案されているが、相手方が見つからないという現状は妙だと思う。何か、このような取り組みをしようかというグループはありそうな気がする。

担当部局：意識や想いは持っている団体もあると思うが、おそらく、詳細な部分に入っていくと、行政はこうしてほしいという思いと相手方の考え方の不一致によるものなのかなと思う。

委員：行政の参加できる目線という考え方が強すぎたのではないかなと思う。

担当部局：協働には「対等な」という言葉がすごく入っているが、それがとても難しい。

委員：行政の立場を主張しすぎると絶対にこうなると思う。

担当部局：行政の立場からすると、どんどん委託になっていってしまう。だから、協働が廃れていき、委託や別の形になるものが最近が多い。

会長：協働に関する現状を説明いただいた。推進計画の具体的な策定に向かって、今回で出た意見も含めて、次回議論をしていただくことにしようと思う。

　　今回は、4月後半ごろを想定していたが、応援券の結果はまだ出ていない状況である。しかしながら、この件については、きっちりと話を聞かせてもらいたいと思う。私自身はこの制度にすごく期待している。地域で、独自の価値を持って、個人間で取引ができる地域通貨になっていけば最高だと思う。なんとかそういう使い方ができないかなと思う。だから、今回の結果や課題というのは、また改めて聞かせてもらうことになると思う。今回は、この制度が基本条例に照らしてどうかということを議論していきたい。

　　それでは、協働の現状の取組の説明は、以上にしたい。

　　その他の項で事務局より説明をお願いする。

### 3. その他

(1) 次回の検討テーマ③「まちづくり基本条例との整合の検証」に関する現状の取組の説明について

- ・ 条例との整合性のチェックリスト
- ・ 職員研修の実績

(2) 次回の推進委員会

時期 平成27年4月～5月に開催（日程は、後日改めて調整する。）

※応援券の換金状況が少しでも詳細に分かる時期に応じて会議を設定する。

※本日欠席の委員（2名）の予定を確認する。

場所 未定